

富士市に移住する際に ご利用できる補助金一覧

表面

富士市では、移住の際にご利用できる補助金が様々がございます。
対象になるかについては、各QRコードからご確認いただくか、QR先の担
当部署までお問い合わせください。

富士市独自

富士市移住就業支援補助金

対象/通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区に在住又は在勤・通学した期間があり、本市へ移住後、就業・起業・テレワークでの業務継続、市が定める関係人口のいずれかの要件に該当する方

単身60万円 世帯100万円※



※18歳未満の世帯員一人につき100万円加算



▲要件確認フォーム

▲本補助金の詳細

富士市先導的テレワーク 移住者支援補助金

対象/県外(※)に1年以上在住の被雇用者又は個人事業主で、テレワークの実施をきっかけに本市へ移住した方

※【～R5年度までの転入者】
東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)からの移住者が対象となります

最大50万円※
※住宅取得費、住宅賃貸費、引越費用、通勤費用の合計

R5以前



R6以降



▲本補助金の詳細

富士市独自

富士市子育て世帯 Uターン支援補助金

対象/18歳になるまでに、本市に連続して3年以上居住していたことがあり、再転入する直前に県外に1年以上居住していた子育て世帯に属している方。

最大50万円※

※自動車、子育て用品、引越し等に係る費用を補助します。
※富士市移住就業支援補助金の申請者または交付者は対象外です。
※結婚新生活支援補助金、富士市先導的テレワーク移住者支援補助金の申請者または交付を受けた経費は対象外です。



▲本補助金の詳細

富士市地方就職 学生支援補助金

対象/東京都内に本部を置く大学の東京圏内のキャンパスに在学している学生。

※就職活動(採用面接、採用試験)の際に掛かった交通費の半額を補助します。
(1回のみ。最大5,940円)
※勤務地が県内に所在する企業に就職する場合があります。



▲本補助金の詳細

富士市独自

空き家リフォーム支援補助金



富士市空き家バンクに登録されている空き家を住居として活用するためのリフォーム工事に対し補助金を交付します。

最大100万円※

※基本額80万円(補助率1/2)に、市外からの転入者20万円、または媒介手数料5万円の加算
※工事着工前かつ、引き渡し日から3か月以内に申請



▲空き家バンク登録物件

▲本補助金の詳細

→ →裏面につづく

富士市独自

在宅テレワーク対応
リフォーム支援補助金

対象／本人又は同居の家族が自宅でテレワークを行うためにリフォーム工事を行う場合

最大50万円※

※在宅テレワークのための工事【必須】
(補助率1/2)、上記の工事とともに
行う工事(補助率1/3)の合計

※工事着工前に申請



▲本補助金の詳細

多世代同居・
近居支援奨励金

富士市独自

対象／「小学生以下の子を養育している方とその親」又は「満65歳以上の方とその子又は孫」のいずれかが新たに同居又は近居する場合

最大30万円※

※住宅取得費、住宅改修費
(各補助率1/2)※新築・改修は着工前、住宅購入
(建売、中古)は契約締結前に申請

▲本奨励金の詳細

結婚新生活支援補助金

富士市独自の
加算あり

対象／令和6年1月1日以降に結婚した、夫婦等のいずれかが39歳以下の新婚世帯等で要件を満たす方

最大60万円※

※受付開始は令和6年7月1日から



▲本補助金の詳細

富士市独自

市立中央病院
看護職員転入奨励金

対象／本市に転入(本市を転出した日から1年以内に再転入した者を除く)かつ就労日の前1年以内の採用試験で正規職員として合格し市立中央病院に就労する者で、交付申請日又は就労日のいずれか遅い日から2年以上継続して居住する意思がある方

30万円※

※制度の利用は1回のみ



▲本奨励金の詳細

富士市独自

サテライトオフィス
体験補助金

対象／東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府の企業・個人事業主で要件を満たす方

最大20万円※

※体験1回あたり2泊3日～4泊5日
の範囲内で4人まで。交通費・宿泊費・市内コワーキングスペース利用料を補助

▲本補助金の詳細

そのほかの富士市の補助・助成

富士市では、このチラシでご案内している以外にも、市民や事業者、団体などで条件を満たす方が利用できる、補助金、助成金、利子補給、給付金などがあります。



▲そのほかの補助・助成

富士市は、毎月1回、週末に移住相談会や、移住イベントを開催！

富士市は、毎月1回週末に移住相談会や、移住イベントを開催しています。東京での相談会や、オンラインによる相談、移住体験イベント、アンケート形式でのお問い合わせなど、堅くない雰囲気に参加することができます。右記からお気軽にお申込みください♪

平日を希望される方は、下記の問い合わせフォームからお申込みください。皆様のご参加を心よりお待ちしております。



【富士市への移住に関する問い合わせ】
富士市総務部シティプロモーション課 移住定住推進室
電話：0545-55-2930 メール：kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲問い合わせフォーム